

平成27年5月28日開催

第 36 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第36回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月28日(木) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階 集会室
3. 出席委員 20 人 (欠席委員4名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	欠	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	出	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	久	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	篤	義	出
11	番	橋	本	義	次	欠	2	3	番	野	表	夫	夫	出
12	番	岡	田	猛	出	出	2	4	番	金	森	一	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田 孝 義
主 幹 二本柳 浩 一
主 査 神谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成27年5月28日招集、第36回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 なお本日の欠席者は、3番渡辺 隆委員・11番橋本義次委員・22番見上久義委員、23番野表篤夫委員の4名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。 以上により、出席委員は24名中20名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、1番安田悦郎委員、2番若生良一委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については、2件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に事務局より、報告第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号2番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号2番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>

議長	次に報告第2号、現況確認についてを、議題といたします。 事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第2号の議案書をご覧下さい。現況確認については1件です。 議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、現況地目が畑ですが、当該地には20年以上前から農業用施設の堆肥場が設置されており、この度、申請人が現況地目を整理するため、願出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、現況が、農地・採草放牧地以外で妥当である旨の意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については7件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

4番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

15番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第1号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号5番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号5番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第1号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号6番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号6番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第1号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号7番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号7番はこれを許可相当と決定いたします。

議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利及び土砂採取のための、一時転用の案件です。 申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
20番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、譲受人は近隣に病院や公園等がある環境の良い申請地に住宅を建築したいものです。 申請地は宅地化が進んでいる都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、宅地と道路に囲まれた農地であります。生活雑排水の処理体制が整備されており、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。 なお、周辺の宅地化の状況から、第3種農地であり、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の判定意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定といたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第36回総会を閉会
いたします。

(終了時刻 午前10時38分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成27年5月28日(議事録調整日 平成27年6月12日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議 事 録 署 名 委 員

㊟

議 事 録 署 名 委 員

㊟